

とりいわよう働き方にも「スマート」を

2 毎日の業務を見直しましょう！

小中学校教員の1週間当たりの学内総勤務時間は、平均で59時間48分です。また、沖縄県立学校教職員の月当たり80時間を超える長時間勤務者は、平成29年度で月平均292人となっています。これは厚労省が定める労災認定基準（過労死ライン）月80時間を超える長時間勤務となっています。

（小中学校：H28文科省教員勤務実態調査より算出、県立学校：H29県立学校長時間勤務実態調査より）

本県教職員が最も負担に感じる業務は、校務分掌（学級担任含む）となっています（H30教職員の業務の効率化に関する実態調査）。各個人の抱える校務分掌を、業務改善の視点から見直し、業務の簡素化や効率化を検討してください。これを機会に、学校全体で業務の在り方や進め方を考えてみましょう。

3 業務改善に取り組みましょう！

ICT機器を活用した勤務管理システムの導入

- ① 全ての県立学校でICカード又は各職員のパソコンを利用した、出退勤時刻や時間外勤務の管理が始まります（2019年4月）。
（市町村立学校は、所管する市町村教育委員会が勤務管理を行います）
- ② 出退勤時刻の「見える化」により、自分の在校時間を客観的に把握することができます。毎日の出退勤時刻を確認し、長時間勤務にならないよう注意しましょう。
- ③ 勤務時間を意識し、仕事の優先順位を付けたり仕事の進め方を考え、校務能率の向上につなげましょう。
- ④ 互いに声をかけあい、学校全体で長時間勤務の縮減に向け、業務改善に取り組みましょう。

定時退勤日の設定

- ① 教職員の時間外勤務の縮減と健康保持・増進のため、週に1日の定時退勤日を実施します。
- ② 県立学校の定時退勤日は毎週水曜日です。校長が特に認めた場合や緊急の業務がない限り、定時に退勤しましょう。業務等のため定時退勤日に定時の退勤が難しい場合は、同一週に代替日を設けて定時退勤してください。
（市町村立学校は、所管する市町村教育委員会が県立学校に準じて定時退勤日を設定します）
- ③ 管理職は職員に対し、職員朝会や校務支援システム等の連絡網を活用して、定時の退勤を呼びかけてください。
- ④ 職員は互いに連携し業務の平準化、簡略化を図り、定時に退勤できる職場環境をつくりましょう。

学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定

- ① 教職員が心身ともに健康でやりがいをもって児童生徒と向き合う環境を整備する取組の一環として、2019年度から全公立学校で学校閉庁日を設定します。
- ② 県立学校の学校閉庁日は8月第2週の水・木・金曜日です。また学校閉庁日を含む8月第2週はリフレッシュウィークとします。
（市町村立学校は、所管する市町村教育委員会が県立学校に準じて学校閉庁日を設定します）
- ③ 学校閉庁日の期間は、教育活動を原則行いません。年間行事計画を立案する際には、学校閉庁日に校内研修等を企画しないようお願いいたします。
- ④ リフレッシュウィーク期間中は、多くの教職員が長期休暇を取得しやすい環境を整備するようお願いいたします。教職員はこの期間を利用して長期休暇を取得し、心身のリフレッシュをはかりましょう。

【参考】

〈2019年8月の学校閉庁日〉



第1週			第2週						第3週			
8/1(木)	8/2(金)	8/3(土)	8/4(日)	8/5(月)	8/6(火)	8/7(水)	8/8(木)	8/9(金)	8/10(土)	8/11(日)	8/12(月)	8/13(火)
						←→				山の日		

〈2020年8月の学校閉庁日〉

第1週			第2週					第3週				
8/1(土)	8/2(日)	8/3(月)	8/4(火)	8/5(水)	8/6(木)	8/7(金)	8/8(土)	8/9(日)	8/10(月)	8/11(火)	8/12(水)	8/13(木)
				←→					山の日			

部活動休養日及び適切な活動時間の設定

- ① 成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動休養日及び適切な活動時間を設定します。
- ② 中学校は、週当たり2日以上以上の休養日を設けます。平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えてください。
※ 高校は原則として中学校の部活動休養日を適用しますが、学校の実態により多様な活動が行われていることと、競技種目によって様々な活動形態等が行われていることを考慮してください。
- ③ 中学校の1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。部活動はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行いましょう。
※ 高校は原則として中学校の活動時間を適用しますが、学校の実態により多様な活動が行われていることと、競技種目によって様々な活動形態等が行われていることを考慮してください。
- ④ 学校の施設等を利用するスポーツ少年団等の活動は、「運動部活動の在り方に関する方針」（H30.12沖縄県教育委員会）に沿い、中学校段階の休養日や活動時間を考慮し、児童の心身の発達や学校生活への影響等を考慮した、適切な活動が行われるよう留意します。